

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 79 号）に基づく基準の設定について（第 1 次答申案）

（ 1 ）改正法第 12 条第 1 項の規定に基づき環境省令で定める、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るための適切な基準について【諮問 2 ・関係】

- 1) 計画が、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 3 条の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準、飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準、施行規則第 8 条の第一種動物取扱業者の遵守基準に適合するものであること。
- 2) 計画が幼齢の犬猫の健康及び安全の保持上明確かつ具体的であること。
- 3) 販売の用に供することが困難になった犬猫の取扱いが終生飼養確保を図るため適切であること。

（ 2 ）改正法第 24 条の 4 において準用する改正法第 21 条第 1 項の規定に基づき環境省令で定める、第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関する基準について【諮問 5 ・関係】

- 1) 動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要な基準
 - ① 事業所及び飼養施設の建物並びにこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有していること。
 - ② 事業の内容及び実施の方法にかんがみ事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な飼養施設を有し、又は事業の開始までにこれを設置する見込みがあること。
 - ③ 譲渡し又は貸出しをしようとする者については、事業の実施方法が、3) の基準に適合していること。
 - ④ 扱う動物の適正な飼養及び保管についての責任者を選任するよう努めること。

2) 飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準

- ① 飼養施設が次に掲げる設備を備えていること。
 - イ ケージ等（動物の飼養又は保管のために使用するおり、かご、水槽等の設備）
 - ロ 給水設備
 - ハ 消毒設備
 - ニ 餌の保管設備
 - ホ 清掃設備
 - ヘ 遮光のための又は風雨を遮るための設備
 - ト 訓練場（飼養施設において訓練を行う訓練業を行おうとする者に限る。）
- ② 必要に応じて、飼養施設には、排水設備、洗浄設備、廃棄物の集積設備及び空調設備を備えるよう努めること。
- ③ ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入を防止できる構造であること。
- ④ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等、衛生状態の維持及び管理がしやすい構造とするよう努めること。
- ⑤ 飼養又は保管する動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度であること。
- ⑥ 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の実施に必要な規模であること。
- ⑦ 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。
- ⑧ 飼養施設に備えるケージ等は、次に掲げるとおりであること。
 - イ 底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。
 - ロ 側面又は天井は、常時通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことができる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等特別の事情がある場合には、この限りではない。
 - ハ 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。
 - ニ 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。
- ⑨ 構造及び規模が取扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。

3) その他動物の健康及び安全の保持及び生活環境の保全上の支障が生じることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準

- ① 可能な限り、離乳を終えて成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることが出来るようになった状態の動物（哺乳類に属する動物に限る）を譲渡するよう努めること。
- ② 可能な限り、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を譲渡し又は貸出しに供するよう努めること。
- ③ 譲渡しようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を譲渡先に対して説明すること。

イ 品種等の名称

ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

ハ 適切な給餌及び給水の方法

ニ 適切な運動及び休養の方法

ホ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

また、次に掲げる事項について判明している場合については、上記説明に併せて説明するよう努めること。

イ 性成熟時の標準体重、標準体長その他体の大きさに係る情報

ロ 平均寿命その他飼養期間に係る情報

ハ 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

ニ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）

ホ ニの他みだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）

へ 性別の判定結果

ト 生年月日

チ 病歴、ワクチンの接種状況

ヌ 上記の他、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

- ④ 譲渡しにあたって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を交付すること。

また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。

⑤ 貸出しをしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して説明すること。

- イ 品種等の名称
- ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- ハ 適切な給餌及び給水の方法
- ニ 適切な運動及び休養の方法
- ホ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

また、次に掲げる事項について判明している場合については、上記説明に併せて説明するよう努めること。

- イ 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- ロ 性別の判定結果
- ハ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- ニ ワクチンの接種状況
- ホ 上記の他、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

⑥ 前各号のほか、動物の管理の方法等に関し環境大臣が定める細目を遵守すること。

4) 細目事項（飼養施設の管理）

- ① 定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺的生活環境の保全に支障が生じないよう清潔を保つこと。
- ② 一日一回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。
- ③ 清掃、消毒、保守点検の実施状況について記録するよう努めること。
- ④ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺的生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。
- ⑤ 動物の鳴き声により周辺的生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。
- ⑦ 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設的环境又はその周辺的生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器を

備えること。

- ⑧ ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあつては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。
- ⑨ 動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じ施錠設備を設けること。

5) 細目事項（設備の構造及び規模）

- ① ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。また、飼養期間が長期間にわたる場合にあつては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。
- ② ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。
- ③ ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とするよう努めること。
- ④ ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。

6) 細目事項（設備の管理）

- ① ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。
- ② ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えるよう努めること。
- ③ ケージ等の清掃を一日一回行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管する等特別の事情がある場合にあつてはこの限りでない。
- ④ ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。

- ⑤ 保管業者及び訓練業者にあつては、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。
- ⑥ 動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じ て施設設備を備えること。

7) 細目事項（動物の管理）

- ① 飼養又は保管をする動物の種類又は数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に従事する者に見合ったものとする こと。
- ② ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底 した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管する場合にあつては、 この限りでない。
- ③ ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模 に見合ったものとする こと。
- ④ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の 構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組み合わせ を考慮し、過度な動物間の闘争が発生することを避けること。
- ⑤ 幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、 家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動がとれ るようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、 その健全な育成及び社会化を推進するため、可能な限り適切な期間、 親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をするよう努めること。
- ⑥ 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等 が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管する環境（以 下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。
- ⑦ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の 種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。
- ⑧ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等が困難なケージ等において動物の飼養 又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するた めに、必要に応じて運動の時間を設けること。
- ⑨ 展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物 のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を 行わない時間を設けるよう努めること。
- ⑩ 展示業者及び訓練業者にあつては、動物に演芸をさせ、又は訓練 をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、 訓練等が過酷なものとならないようにすること。
- ⑪ 一日一回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認すること。

- ⑫ 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。
- ⑬ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺的生活環境を著しく損なわないようにすること。特に飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないように、動物を管理すること。
- ⑭ 動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。
- ⑮ 展示業者及び貸出業者にあっては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。
- ⑯ 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないように努めること。
- ⑰ 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。
- ⑱ 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うよう努めること。
- ⑲ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うと共に、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。
- ⑳ ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないように、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。
- ㉑ 貸出業者及び展示業者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性の疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあってはこの限りでない。
- ㉒ 貸出業者及び展示業者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、飼養保管に従事する者の数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。

- ⑳ 輸送設備（動物の輸送に係る設備をいう。以下同じ。）は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること。
- ㉑ 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。
- ㉒ 輸送にあたっては、必要に応じて空調施設を備える等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるよう努めること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。
- ㉓ 輸送にあたっては、動物の種類、数、発育状況及び健康状態に並び、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。
- ㉔ 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。
- ㉕ 輸送にあたっては、衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺的生活環境の保全に必要な措置を講じること
- ㉖ 貸出業者及び展示業者にあつては、見物客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、見物客等が危害を受け、又は動物若しくは見物客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、見物客等に対して動物の接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。
- ㉗ 貸出業者及び展示業者にあつては、飼養又は保管する動物の健康を保持するため、見物客等が動物にみだりに食物を与えることがないよう必要な措置を講じるよう努めること。見物客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることがないよう努めること。
- ㉘ 第二種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合には、動物が命あるものであることにかんがみ、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。
- ㉙ 疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。
- ㉚ 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。

- ③④ 動物の飼養又は保管をする場合にあっては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。
- ③⑤ 動物の譲受け、譲渡し、繁殖、死亡等の取り扱う動物の増減の状況について記録した台帳を調整し、これを5年間保管すること。

(3) 改正法第25条第3項の規定に基づき環境省令で定める、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態について【諮問7・関係】

多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれのある事態として以下の事態を規定する。

- 1) 鳴き声がやまない、異常な鳴き声が続くなどの状態が継続し、不適正な飼養状況が想定される事態
- 2) 悪臭が継続する又はねずみ、はえその他の衛生動物が大量発生するなど不衛生な飼養環境が想定される事態
- 3) 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められる事態
- 4) 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚染されているなど適正な飼養が行われていない状態が長期間続いている個体が見られる事態
- 5) 繁殖制限措置が講じられず、かつ、譲渡等の飼養頭数の削減努力が行われないまま、繁殖により飼養頭数が増加している事態

上記のいずれかの事態が把握され、飼養者が担当職員による改善指導に従わない、あるいは担当職員による現状確認等の状況把握を拒否する等により、当該事態の改善が望めない場合。

(4) 改正法第27条第1項第1号の規定に基づき環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法並びに特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する基準について【諮問8．関係】

1) 特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する基準
特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置が次のいずれかに該当すること。

- イ 譲渡先又は譲渡先を探すための体制の確保
- ロ 殺処分（イの措置を行うことが困難な場合であって、自らの責任においてこれを行う場合に限る。）

2) 特定飼養施設の構造及び規模に関する基準（追加）

水槽型施設は、開口部を閉じた状態であっても外部から特定動物の飼養状態を確認できるものであること

3) 特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準（追加）

① 飼養施設の管理方法

イ 檻の柵のさびや金網の破れ等の経年劣化による飼養施設の破損により特定動物の逸走を容易にする事態が生じていないか、飼養施設の状況について週1回以上確認すること。

ロ 屋外に設置された擁壁式施設等において特定動物を飼養又は保管する場合にあっては、雪や風雨による飛来物等の堆積等により特定動物の逸走を容易にする事態が生じていないか、飼養施設の状況について1日1回以上確認すること。

ハ イ及びロの点検の結果異常を認めた場合には、速やかに補修その他の必要な措置を講じること。

ニ 水槽型施設の設置に当たっては、開口部が閉じた状態であっても、外部から特定動物の状態を確認できる位置に設置すること。

② 飼養施設内での飼養の例外として、「獣医師が治療のために必要があるとして診断書により認めた行為」を追加する。

③ 繁殖を制限するための適切な措置の具体例として、「雌雄を区分した管理、生殖を不能にする手術」を追加する。